

生坂村簡易水道事業 令和８年度水質検査計画

１．基本方針

需要者が安心して使用できる水道水を供給するために、適切な水質検査を実施するとともに、安全でおいしい水道水を供給していることをご理解いただくため、水道水の水質検査計画を作成し、その検査結果を公表するものであります。

２．水道事業の概要

当村の簡易水道事業の内容は次のとおりです。

- | | |
|-----------|---|
| １）計画給水人口 | １，６３０人 |
| ２）１日最大給水量 | ７８０ｍ ^３ |
| ３）給水範囲 | 生坂村の下記地域
(小立野区・下生野区・日岐区・上生坂区・草尾区・下生坂区
の一部・昭津区・大日向区の一部・宇留賀区・古坂区) |
| ４）水源の名称 | 明科第三水源（安曇野市明科）
藤尾水源（大町市八坂） |

安曇野市と大町市から浄水を買入れ、配水池を経由して各家庭へ給水しています。(図１参照)

３．原水の水質状況

当村の原水は安曇野市と大町市から供給された浄水です。水源は基準値を超過するような菌や物質は見受けられず、良好な状態にあります。

原水の水質検査については、安曇野市と大町市で行います。水質状況については、安曇野市と大町市にお問い合わせください。

４．水質検査計画

当村では、過去３年間の水質検査の結果から検査頻度の設定を行い、令和８年度の水質検査を下記のとおり実施することとしました。

（１）毎日検査（自主検査）

検 査 項 目	基 準 値	備 考
色	異常なし	
濁り	異常なし	
消毒の残留効果（残留塩素）	0.1 mg/l 以上	

採水は生坂村５４９３番地２と生坂村大字東広津１５３４４番地１で行います。

毎日検査項目は、安心して水道を利用していただくために蛇口で毎日検査を行う項目です。

（水道法施行規則第１５条第１項第１号による）

(2) 定期検査（委託検査）

別紙一数量総括表の通り

採水は生坂村 6 1 1 0 番地と生坂村大字東広津 1 4 2 7 0 番地 1 で行います。

※試料の採取は厚生労働省に登録した検査員が行う。

水道水検査はライフラインに直結する検査のため、委託先は精度と信頼性を考慮し下記条件を満たす検査機関とします。

- ① 長野県に本社を構え厚生労働省水道法第 20 条に基づく登録検査機関であること。
- ② 長野県主催の水道水質精度管理調査に参加していること。
- ③ 緊急性を要する検査が発生する事態もあり得ることから、全 51 項目・クリプトスポリジウム・ジアルジア検査が出来る検査施設・整備を長野県内に保有し、速やかに検査が実施できること。
- ④ 事故等の発生時には、1 時間以内に対応ができ、3 日以内に水道法全 51 項目検査の結果が出せること。

(3) 臨時検査

お客様の水道に問題が生じた場合、速やかに対応しますので建設係まで連絡してください。

臨時検査は次の場合実施します。

- ① 水源の水質事故の影響を受けたとき
- ② 水源の水質が急激に変化したとき
- ③ お客様の水道水に異常が認められたとき
- ④ 水源付近や給水区域で消化器系の感染症が流行したとき
- ⑤ その他、必要と認められたとき

臨時検査については、定期検査委託機関にて実施します。水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査し、水質管理目標設定項目及びその他については厚生労働省水道課長通知等により行います。

5. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、生坂村ホームページで公表します。

水質検査結果については、生坂村ホームページで公表します。

生坂村ホームページ【 <http://www.village.ikusaka.nagano.jp> 】

※ 上記については、常時生坂村役場振興課窓口で閲覧できます。

6. 関係者との連携

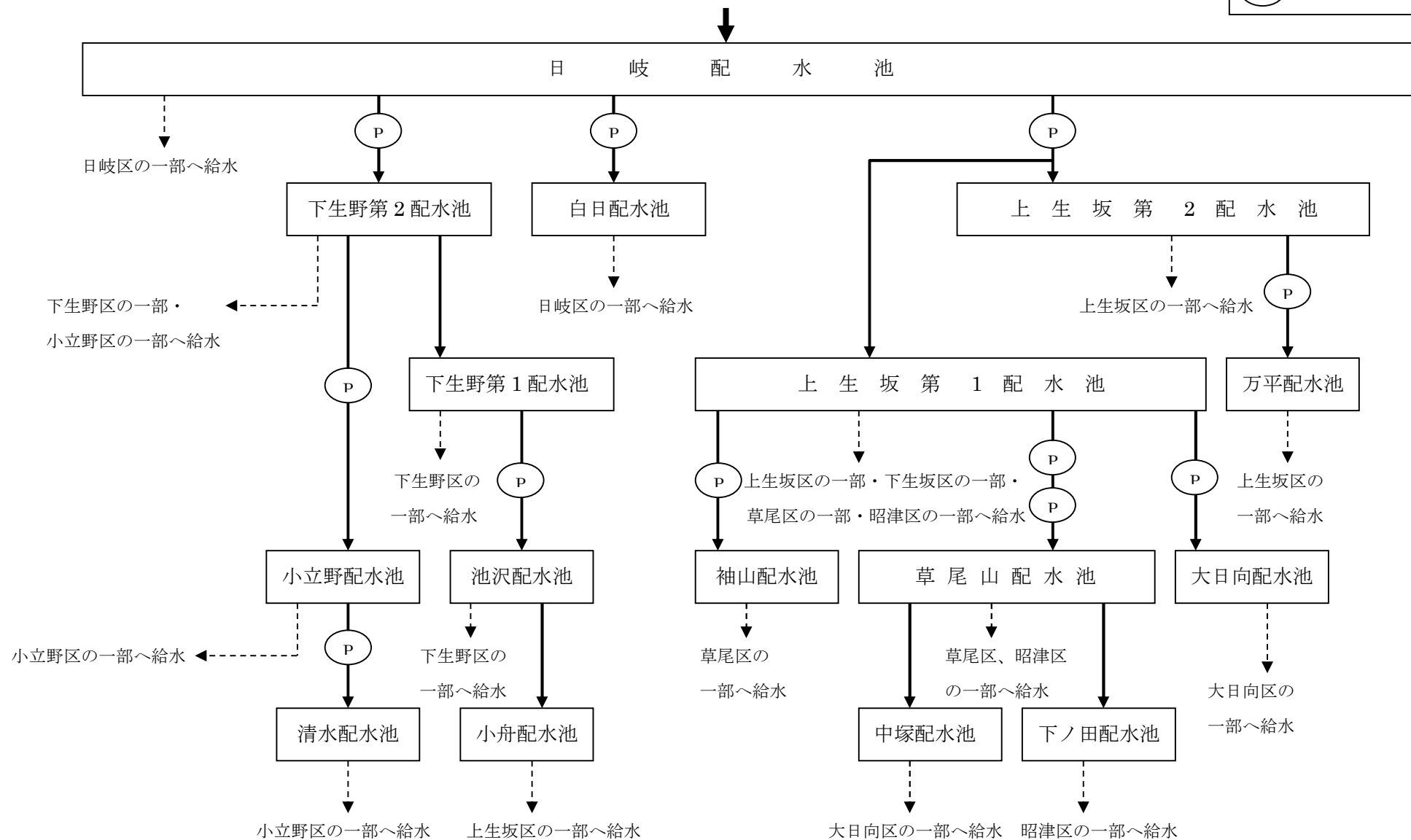
水質汚染事故等が発生した場合は、国、県、関係市町村、外部検査機関等と情報交換を図りながら現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。

(図 1 - ①)

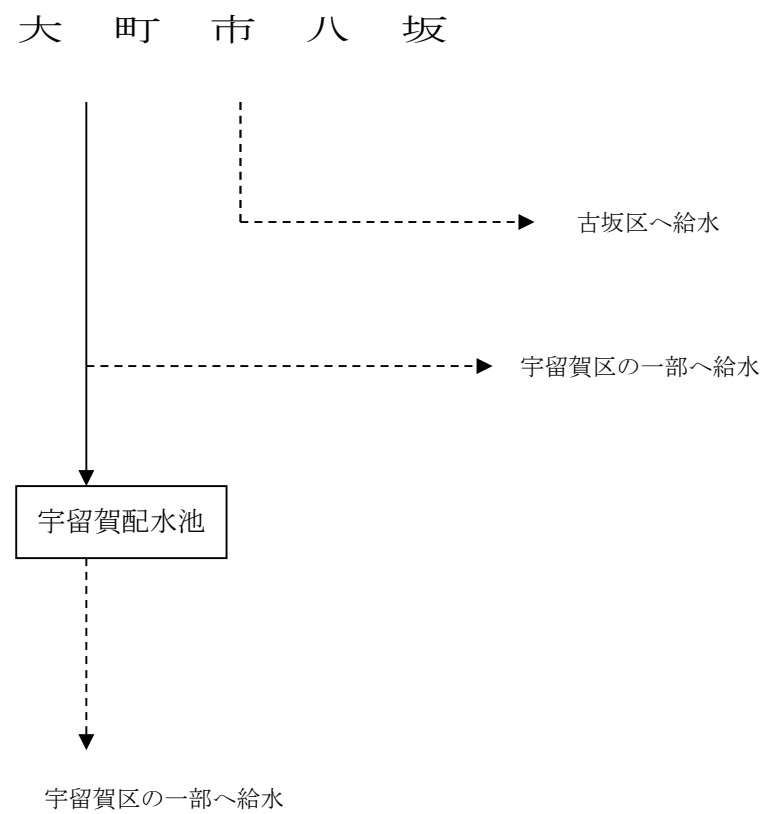
安曇野市明科

凡例

(P): 送水ポンプ



(図 1 - ②)



定期検査（委託検査）数量総括表

採水場所：生坂村6110番地、生坂村大字東広津14270番地1(2箇所)

No.	検査項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	一般細菌	100個/ml以下	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
2	大腸菌	検出されないこと	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下						2							2
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下						2							2
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下						2							2
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下						2							2
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下						2							2
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下						2							2
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下						2							2
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下			2			2			2			2	8
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下						2							2
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下						2							2
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下						2							2
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下						2							2
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下						2							2
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下						2							2
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下						2							2
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下						2							2
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下						2							2
20	ベンゼン	0.01mg/L以下						2							2
21	塩素酸	0.6mg/L以下			2			2			2			2	8
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			2			2			2			2	8
23	クロロホルム	0.06mg/L以下			2			2			2			2	8
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			2			2			2			2	8
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			2			2			2			2	8
26	臭素酸	0.01mg/L以下			2			2			2			2	8
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下			2			2			2			2	8
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			2			2			2			2	8
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			2			2			2			2	8
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下			2			2			2			2	8
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下			2			2			2			2	8
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下						2							2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下						2							2
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下						2							2
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下						2							2
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下						2							2
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下						2							2
38	塩化物イオン	200mg/L以下	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下						2							2
40	蒸発残留物	500mg/L以下						2							2
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下						2							2
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下						2							2
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下						2							2
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下						2							2
45	フェノール類	0.005mg/L以下						2							2
46	有機物	3mg/L以下	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
47	pH値	5.8以上8.6以下	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
48	味	異常でないこと	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
49	臭気	異常でないこと	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
50	色度	5度以下	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
51	濁度	2度以下	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
52	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタネン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L以下※			2										2
計			18	18	44	18	18	102	18	18	42	18	18	42	374

※基準値ではなく暫定目標値